

検定審査不合格となるべき理由書

| | | | | |
|------------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 26-65 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------------|--------|-------|--------------|--------|

1. 検定審査不合格となるべき理由

本申請図書は、義務教育諸学校教科用図書検定基準（平成21年3月4日文部科学省告示第33号）に照らして、以下の理由と「2. 欠陥箇所」に示すとおり、中学校学習指導要領（平成20年文部科学省告示第28号。以下、学習指導要領という。）の社会科の歴史的分野の目標、内容及び内容の取扱いに照らして、教科用図書としての基本的な構成について重大な欠陥が見られ、教科用図書として適切性を欠いている。

学習指導要領の社会科の歴史的分野においては、「我が国の歴史の大きな流れを、世界の歴史を背景に、各時代の特色を踏まえて理解させ、それを通して我が国の伝統と文化の特色を広い視野に立つて考えさせる」ことを目標としている。

また、学習指導要領の社会科の歴史的分野の内容の取扱いでは、「生徒の発達の段階を考慮して、各時代の特色や時代の転換にかかわる基礎的・基本的な歴史的事象を重点的に選んで指導内容を構成すること」を求めるとともに、「歴史的事象の意味・意義や特色、事象間の関連を説明」することの重要性を示している。

これらに照らして本申請図書の構成を見ると、個別具体の事例に関する記述が多く、辞典類、通史的概説書にもほとんど取り上げられていない事例について、その背景等を明確にせず取り上げられている。個別具体の事例を記述する意図を全て否定するものではないが、個別具体の事例そのものの説明や、取り上げられた事例や歴史的事象間の関連についての説明が十分ではないことから、我が国の歴史の大きな流れを理解させるためには不十分である。

さらに、各時代の文化をはじめ学習指導要領の社会科の歴史的分野の内容や内容の取扱いに示された事項について取り上げられていない又は扱いが不適切な点が多く見られる。

よって、本申請図書は、学習指導要領に示す社会科の歴史的分野の目標、内容及び内容の取扱いに一致していない。

また、「2. 欠陥箇所」にも指摘しているが、本申請図書の多くの箇所に欠陥が見られ、教科用図書として適切性を欠いている。

| 受理番号 26-65 | | 学校 中学校 | | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------------|---------|--------|---|---|--------------|--------|
| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 指摘事由 | 検定基準 | |
| | ページ | 行 | | | | |
| 1 | 2 - | 319 | (全体) | 学習指導要領に示す社会科歴史的分野の目標に従っていない。 (目標(1)の「我が国の歴史の大きな流れを、世界の歴史を背景に、各時代の特色を踏まえて理解させ、それを通して我が国の伝統と文化の特色を広い視野に | 1-(3) | |
| | | | | 立って考えさせる」) | | |
| 2 | 2 - | 3 | もくじ(全体) | 相互に矛盾している。 (12ページ以下のタイトルには()表記がない。) | 3-(1) | |
| 3 | 4 - | 289 | (全体) | 学習指導要領の内容及び内容の取扱いに示す事項を取り上げていない。 (内容(1)のイの「身近な地域の歴史を調べる活動を通して、地域への関心を高め、地域の具体的な事柄とのかかわりの中で我が国の歴史を理解させる」、内 | 1-(3) | |
| | | | | 容の取扱い(2)のイの「地域の特性に応じた時代を取り上げるようにするとともに、人々の生活や生活に根ざした伝統や文化に着目した取扱いを工夫すること。その際、博物館、郷土資料館などの施設の活用や地域の人々の協力も考慮すること。」) | | |
| 4 | 9 | 34 | 3. いろいろな〇〇時代：…「情報化時代」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (歴史学上の「時代」の概念) | 3-(3) | |
| 5 | 10 - | 289 | 第1章文明のはじまりと日本列島～第10章現代の日本と世界 | 学習指導要領の内容の取扱いに示す事項を取り上げていない。 (内容の取扱い(1)のイの「歴史的事象の意味・意義や特色、事象間の関連を説明したり、課題を設けて追究したり、意見交換したりするなどの学習を重視し | 1-(3) | |
| | | | | て、思考力、判断力、表現力等を養うとともに、学習内容の確かな理解と定着を図ること。」) | | |
| 6 | 10 | 上左写真説明 | 1万6000年前、人類は動物の群れを追って、ユーラシア大陸からアメリカ大陸にわたりました。 | 相互に矛盾している。 (13ページ14-15行目では「1万5000年前ごろ、シベリアにいた人びとは、陸つづきになった北アメリカ大陸にも移動しました。」とある。) | 3-(1) | |
| 7 | 10 | 上左写真説明 | 1万6000年前、……自然に感謝し、えものを必要以上に捕らないというおきてを守って生きていました。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (1万6000年前当時の「おきて」について断定的に過ぎる。) | 3-(3) | |

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

| 受理番号 26-65 | | 学校 中学校 | | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------------|---------------|---------------|--|---|--------------|--------|
| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 指摘事由 | 検定基準 | |
| | ページ | 行 | | | | |
| 8 | 13 | 側注 | 氷期 地球全体の気候が長期に寒冷化した時期。約200万年前から1万年前までつづいた。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「氷期」のつづいた年代） | 3-(3) | |
| 9 | 18 | 図3 | 「アーリヤ人の移動」中の、モヘンジョ=ダロ | 生徒にとって理解し難い図である。 （塗色） | 3-(3) | |
| 10 | 21 | 下囲み | 『論語』は、紀元前6世紀ごろの思想家・孔子が、弟子と対話した言葉をまとめた書物である。 | 誤りである。 （『論語』編纂の経緯） | 3-(1) | |
| 11 | 22 | 9 - 10 | 都市国家だったローマは、戦争をくり返し、地中海周辺の国々を征服して、紀元1世紀には広大な領土をもつ大帝国となりました。 | 不正確である。 （「広大な領土をもつ大帝国」になった時期） | 3-(1) | |
| 12 | 24 | 図4 | 約2万年前の日本列島 | 不正確である。 （日本列島の旧石器時代の遺跡） | 3-(1) | |
| 13 | 28 - 29 | | （9）稲作がはじまる（全体） | 学習指導要領の内容に示す事項を取り上げていない。 （内容（2）のアの「当時の人々の信仰」） | 1-(3) | |
| 14 | 28 | 11 - 12 | 九州の北部で水田稲作がはじまった、紀元前9世紀ごろから紀元3世紀ごろまでを、弥生時代とよびます。 （側注「弥生時代のはじまり」、290ページも同様） | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 （弥生時代の始期についての学説状況） | 3-(3) | |
| 15 | 30 | | 章のまとめ（全体） （54ページ、82ページ、112ページ、140ページ、166ページ、188ページ、218ページ、258ページ、288ページも同様） | 学習指導要領に示す内容及び内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。 （内容（1）のウの「学習した内容を活用してその時代を大観し表現する活動を通して、各時代の特色をとらえさせる。」、内容の取扱い（2）のウの「内容の | 2-(1) | |
| | | | | （2）以下の各時代の学習のまとめとして実施することを原則とすること。その際、各時代の学習の初めにその特色の究明に向けた課題意識を育成した上で、他の時代との共通点や相違点に着目しながら、大観や表現の仕方を工夫して、各時代の特色をとらえさせる | | |
| | | | | ようにすること。）」 | | |

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

| 受理番号 26-65 | | 学校 中学校 | | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------------|------|---------------|---|---|--------------|--------|
| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 指摘事由 | 検定基準 | |
| | ページ | 行 | | | | |
| 16 | 36 | 図3 | 農夫と武人のはにわ（群馬県出土） | 不正確である。 （農夫はにわの出土地） | 3-(1) | |
| 17 | 38 | 図1 | 飛鳥寺（復元図） | 生徒が誤解するおそれのある図である。 （中央伽藍と外郭の築地との間に建造物が確認されているかのように誤解する。） | 3-(3) | |
| 18 | 39 | 1 - 3 | この動きを見て、600年に隋に使者を送りました（遣隋使）。このとき、隋から政治のしくみを整えるように助言され、冠位十二階を制定しました。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 （使者と文帝とのやりとりの内容） | 3-(3) | |
| 19 | 39 | 12 - 14 | 中大兄皇子は、中臣鎌足（のちに藤原鎌足）と手を結び、蘇我氏の有力者を打倒する機会をねらっていたのです。このとき大化の改新とよばれる政治改革の方針を定めましたが、… | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「大化の改新とよばれる政治改革の方針」が示された時期） | 3-(3) | |
| 20 | 39 | 図5 | 大王一族と蘇我氏の系図 | 生徒が誤解するおそれのある図である。 （大王の即位順） | 3-(3) | |
| 21 | 41 | 15 - 17 | あとをついだ持統天皇は全国を支配するために、都をつくりました。…694年にできあがりしました（藤原京）。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 （藤原京造営の目的及び完成時期） | 3-(3) | |
| 22 | 41 | 図6 | 藤原京と藤原宮 | 不正確である。 （浄御原宮跡の位置） | 3-(1) | |
| 23 | 41 | 図7 | 壬申の乱 （58ページ2 柿田荘と神護寺、66ページ2 有田川と阿テ河荘、74ページ2 悪党と黒田荘も同様） | 不正確である。 （紀伊国と伊勢国の境） | 3-(1) | |
| 24 | 41 | 図8 | 藤原京跡から見つかった木簡（677年） | 不正確である。 （木簡の出土地） | 3-(1) | |
| 25 | 42 | 側注 | 朝廷 天皇を中心として、貴族・役人たちが政治をおこなうところ。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「朝廷」の意味） | 3-(3) | |

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

| 受理番号 26-65 | | 学校 中学校 | | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------------|---------------|---------------|---|---|--------------|--------|
| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 指摘事由 | 検定基準 | |
| | ページ | 行 | | | | |
| 26 | 42 | 側注 | 朝廷 …大和政権をになってきた豪族は、 貴族とされて、朝廷で高い地位についた。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (貴族と朝廷での高い地位との関係) | 3-(3) | |
| 27 | 42 | 図5 | 遣唐使の航路 | 生徒が誤解するおそれのある図である。 (8世紀前半と8世紀後半の航路) | 3-(3) | |
| 28 | 44 | 1 | 東国 (いまの関東甲信地方) | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (この時代の「東国」の範囲) | 3-(3) | |
| 29 | 44 | 7 - 8 | この時代に編集された『万葉集』 に、98首の防人の歌がおさめられてい ます。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (98首全てが防人の歌であるかのように誤解する。) | 3-(3) | |
| 30 | 45 | 囲み | 【逃亡する人びと(山背国出雲郷の計 帳726年)】 …稲900束で24歳の奴を買ったなど の記録がある。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (この計帳における該当の奴売買の記述の存在) | 3-(3) | |
| 31 | 49 | 囲み | 【『常陸国風土記』に書かれた富士山 と筑波山】(全体) | 学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱い が不適切である。 (内容の取扱い(3)のエの「神話・伝承などの学習 を通して、当時の人々の信仰やもの見方などに気付 かせるように留意すること。」) | 2-(1) | |
| 32 | 50 - 14 | 13 - 14 | これを見たアテルイは、和平を求め、田 村麻呂に従って都に向向しましたが、 朝廷の命令で殺害されました。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (アテルイの投降) | 3-(3) | |
| 33 | 50 - 51 | 19 - 7 | 平安京では、しだいに貴族が政治を助 かすようになります。とくに藤原氏は 娘を天皇と結婚させて、天皇が未成年 のときは摂政に、成人すると関白の位 につきました(摂関政治)。これによ | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (摂関政治と藤原氏の立場、頼通に引きつがれた道長 の「このような地位」、藤原氏と「天皇家」との関係) | 3-(3) | |
| | | | って藤原氏は、天皇による政治を補佐 する立場を強めました。 とくに藤原道長は、10世紀末に、娘の 彰子を一条天皇の妻とし、つづく3代 の天皇にも自分の娘をその妻にすること | | | |
| | | | に成功しています。このような地位は 、息子の頼通に引きつがれ、11世紀後半 まで、藤原氏は天皇家のなかで大きな 権威をもちつづけました。 | | | |

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

| 受理番号 26-65 | | 学校 中学校 | | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------------|---------------|---------------|--|---|--------------|--------|
| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 指摘事由 | 検定基準 | |
| | ページ | 行 | | | | |
| 34 | 50 | 側注 | 平安京からの遣唐使 最澄も空海も、同じ船に乗って唐にわたった。 | 誤りである。 (同じ船ではない。) | 3-(1) | |
| 35 | 51 | 10 - 11 | 国司は、決められた額の税を朝廷に納めれば、思うままに人びとを支配することが認められました。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (朝廷が認めた国司の支配) | 3-(3) | |
| 36 | 51 | 14 - 15 | 同じような事件が11世紀にかけて、全国の20カ国でおこりました。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (国司苛政上訴の件数) | 3-(3) | |
| 37 | 51 | 図4 | 古代の都のうつりかわり | 不正確である。 (長岡京への遷都年) | 3-(1) | |
| 38 | 51 | 図7 | 藤原氏の系図 | 不正確である。 (嬪子=後朱雀天皇女御(妻)) | 3-(1) | |
| 39 | 52 - 53 | | (10) 女性作家の登場 (全体) | 学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 (内容(2)のウの「後に文化の国風化が進んだことを理解させる。」) | 2-(1) | |
| 40 | 56 - 83 | | 第3章武士の世 (全体) | 学習指導要領の内容の取扱いに示す事項を取り上げていない。 (内容の取扱い(4)のアの「それ以前の時代との違いに着目して考えさせるようにすること。」) | 1-(3) | |
| 41 | 58 | 5 | 国司の役人 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「国司」) | 3-(3) | |
| 42 | 58 - 59 | 18 - 2 | 栢田荘では、真綿や材木も納めました。また、正月の鏡もちや盆のなす・きゅうりなど年中行事に使うもの、ワラビやキノコ、柿や栗など季節のものを届け、荘園領主のために労働しました(公事)。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (公事を実際に負担する荘園の条件、鏡もちの成立時期) | 3-(3) | |
| | | | 公事)。 | | | |

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

| 受理番号 26-65 | | 学校 中学校 | | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------------|---------------|---------------|---|---|--------------|--------|
| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 指摘事由 | 検定基準 | |
| | ページ | 行 | | | | |
| 43 | 58 | 側注 | 荘園 天皇家や貴族、京都や奈良の有力な寺社が、財産としてもち、支配した私有地。墾田永年私財法(743年)によって、開墾した土地の私有が認められるようになった。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (中世荘園と墾田永年私財法との関係) | 3-(3) | |
| 44 | 58 | 上部欄外 | ▲荘園の範囲をしめした文書（全体） | 不正確である。 (内容の一部抽出と字句の違い) | 3-(1) | |
| 45 | 59 | 側注 | 院政と天皇 | 不正確である。 (鳥羽天皇…(子)、崇徳天皇…(孫)、崇徳天皇・近衛天皇・後白河天皇の即位したときの年齢) | 3-(1) | |
| 46 | 60 | 1 - 8 | 1113年、白河上皇の命令で、平正盛は武士をひきいて宇治(京都府)に出動しました。…このときも、平正盛や源為義などの武士たちが、出動を命じられ、陣をはって夜通し警備しました。 | 話題の選択が、具体の事項に偏っており、全体として調和がとれていない。 (辞典類、通史的概説書にもほとんど取り上げられていない個別事例であり、生徒が理解・追究できない。) | 2-(5) | |
| 47 | 60 | 3 - 4 | 両者がにらみ合うなか、偶然、鹿があらわれたため、悪僧たちはたじろぎました。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (武士の鹿に対する行動とそれが意味するもの) | 3-(3) | |
| 48 | 60 | 15 - 17 | 12世紀はじめ、鎌倉権五郎は、相模(神奈川県)の荒地を開墾します。…堀やため池をつくって水を引き、海岸に土手を築いたりしました。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (鎌倉権五郎の開墾地における堀・ため池・用水・土手に関する史料の存在) | 3-(3) | |
| 49 | 60 - 61 | 19 - 1 | 領地の中心に館をつくり、そのまわりに豊かな田畠を広げました。…館は、交通や交易の中心ともなりました。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (館の立地条件と交通との関係) | 3-(3) | |
| 50 | 61 | 7 - 8 | 1156年には、平清盛と源義朝は、それぞれ200騎ほどの武士をひきいて | 不正確である。 (清盛がひきいた武士の数) | 3-(1) | |
| 51 | 61 | 12 | 朝廷や院の高い官職 | 生徒にとって理解し難い表現である。 (「院の高い官職」) | 3-(3) | |

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

| 受理番号 26-65 | | 学校 中学校 | | 教科 社会 | 種目 社会 (歴史的分野) | 学年 1-3 |
|------------|---------------|---------------|--|--|---------------|--------|
| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 指摘事由 | 検定基準 | |
| | ページ | 行 | | | | |
| 52 | 61 | 14 - 17 | さらに、清盛は後白河上皇をおさえ、…全国の半分・32カ国の支配権を手に入れます。500カ所以上の荘園も支配しました。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (平清盛が支配した国と荘園の数) | 3-(3) | |
| 53 | 61 | 図5 | 東国と瀬戸内の反乱 | 生徒にとって理解し難い図である。 (図中のドット) | 3-(3) | |
| 54 | 62 - 63 | 19 - 1 | 1172年、宋は交易を求める使節を、日本に送ってきました。平清盛はこれにこたえて、お礼の品を贈りました。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (1172年の使節の目的) | 3-(3) | |
| 55 | 62 | 側注 | 中国にわたった僧たち 1200年前後の200年間で、50人以上の僧が、日本から中国に出かけ、仏教を学んだ。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (留学僧の人数) | 3-(3) | |
| 56 | 63 | 図6 | 12世紀の東アジア | 生徒が誤解するおそれのある図である。 (日本の塗色範囲) | 3-(3) | |
| 57 | 63 | 囲み | 【火薬の発明】 火薬のかたまりを、敵陣に投げ込んで爆発させ、音や煙で混乱させるために使われた。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (火薬を使用した武器の能力) | 3-(3) | |
| 58 | 65 | 12 - 13 | 千葉氏も、下総国の守護と、数十カ所の地頭に任命されています。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (頼朝時代における千葉氏の地頭職の箇所数) | 3-(3) | |
| 59 | 65 | 図6 | 源平の内乱 | 生徒にとって理解し難い図である。 (「内乱が起こった所」) | 3-(3) | |
| 60 | 65 | 囲み | 【北条政子と承久の乱】 尼將軍とよばれていた頼朝の妻・北条政子 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「尼將軍」の呼称の成立時期) | 3-(3) | |
| 61 | 65 | 囲み | 【北条政子と承久の乱】 後鳥羽上皇らは、隠岐(島根県)に流罪となった。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (隠岐に流された上皇) | 3-(3) | |

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

| 受理番号 26-65 | | 学校 中学校 | | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------------|------|---------------|--|--|--------------|--------|
| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 指摘事由 | 検定基準 | |
| | ページ | 行 | | | | |
| 62 | 66 | 8 | 新しくやってきた地頭の湯浅宗親 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (湯浅氏の阿テ河荘地頭職獲得時期) | 3-(3) | |
| 63 | 66 | 図 1 | 阿テ河荘の訴え状 (幅25cm 長さ2m16cm) | 誤りである。 (「幅」) | 3-(1) | |
| 64 | 67 | 1 - 2 | 鎌・クワやナベを取り上げるなど、武装した家来の暴行が、こと細かに書きあげられています。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (鎌・鍬・鍋が取り上げられた理由) | 3-(3) | |
| 65 | 67 | 側注 | 幕府の法令(御成敗式目)と百姓 鎌倉幕府は、地頭が年貢を納めない百姓やその妻や子をとじこめ、処罰することを認めていた。 | 誤りである。 (御成敗式目第42条の誤読) | 3-(1) | |
| 66 | 67 | 囲み | 【気候の変動と大ききん】 執権の北条泰時は、米の値段を安くしろと命じ | 不正確である。 (史料の根拠がない。) | 3-(1) | |
| 67 | 67 | 図 4 | 和霊地藏 | 誤りである。 (地藏の名称) | 3-(1) | |
| 68 | 68 | 8 - 10 | この時代には、寺や僧は、女性は救われない者だとして、修行の場に入ることを禁止していた | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (女人禁制の理由) | 3-(3) | |
| 69 | 68 | 14 - 15 | 平氏の血すじをひく人は、幼い子どもまで探し出されて処刑されました。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (平氏の子孫の処遇) | 3-(3) | |
| 70 | 70 | 9 - 10 | 銅銭は1枚が1文で、100文をひもに通してまとめ、やりとりしました。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (100文差しの銭の枚数) | 3-(3) | |
| 71 | 71 | 図 5 | 旅する人びと (『一遍上人絵伝』) | 相互に矛盾している。 (同ページ図 6 では同じ絵巻を『一遍聖絵』と表記) | 3-(1) | |

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

| 受理番号 26-65 | | 学校 中学校 | | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------------|------|---------------|---|---|--------------|--------|
| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 指摘事由 | 検定基準 | |
| | ページ | 行 | | | | |
| 72 | 71 | 囲み | 【都市鎌倉と見世棚】 人口は3万人をこえた。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (都市鎌倉の人口) | 3-(3) | |
| 73 | 72 | 3 | キリスト教は中国や中央アジアにも広 まり、景教とよばれていました。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (キリスト教と景教との関係) | 3-(3) | |
| 74 | 72 | 7 - 8 | 一行はローマ教皇に会見し、歓迎を受 けます。さらにフランスまで足をのば し、フランス王に会って国書を預かり ました。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (時系列) | 3-(3) | |
| 75 | 72 | 図1 | 高麗 | 不正確である。 (「モンゴル帝国の範囲」と高麗の服属との関係) | 3-(1) | |
| 76 | 73 | 12 | 鎌倉幕府からの返事がなかったことも あって、 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (幕府が返事の主体であるかのように誤解する。) | 3-(3) | |
| 77 | 73 | 16 - 17 | 一方、幕府は全国の御家人や、そのほ かの武士も動員して警備にあたらせ、 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「全国の御家人」) | 3-(3) | |
| 78 | 73 | 20 - 21 | この戦争の間にも、幕府は交易船を元 に派遣し、クビライ=カンも交易を許 可しています。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (1274年と1281年の元との戦争中に幕府が交易船を 派遣したかのように誤解する。) | 3-(3) | |
| 79 | 74 | 1 - 9 | 1311年、伊賀国(三重県)の黒田荘 で、…黒田荘の入り口で殺されてしま いました。 (75ページ16行目～21行目も同様) | 話題の選択が、具体の事項に偏っており、全体とし て調和がとれていない。 (辞典類、通史的概説書にもほとんど取り上げられて いない個別事例であり、生徒が理解・追究できない。) | 2-(5) | |
| 80 | 75 | 1 - 2 | さらに、御所をつくる税をふやそうと したため、急速に支持を失いました。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (後醍醐天皇の政権が支持を失った理由) | 3-(3) | |
| 81 | 75 | 6 - 7 | このなかで、全国の武士たちは領地を 広げようと二つに分かれて争い | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (南北朝内乱期の武士の争いの目的) | 3-(3) | |

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

| 受理番号 26-65 | | 学校 中学校 | | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------------|---------------|---------------|--|--|--------------|--------|
| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 指摘事由 | 検定基準 | |
| | ページ | 行 | | | | |
| 82 | 75 | 上右囲み | 二条河原落書 出家も還俗（僧が一般人にもどる）も自由勝手 | 不正確である。 （「還俗、自由出家」の解釈） | 3-(1) | |
| 83 | 75 | 囲み | 【働く子ども、売られる子ども】 成人になるまで無事に生きられる子どもは少なく、10人のうち半分ほどだった。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 （中世における子どもの生存率について断定的に過ぎる。） | 3-(3) | |
| 84 | 76 - 77 | | (10) 祭りや芸能を楽しむ（全体） | 学習指導要領の内容及び内容の取扱いに示す事項を取り上げていない。 （内容(3)のイの「禅宗の文化的な影響などを通して」、内容の取扱い(4)のイの「この時代の文化の中に現在に結び付くものがみられることに気付かせるようにすること。」） | 1-(3) | |
| 85 | 76 | 1 - 15 | 15世紀、京都の伏見荘では、…伏見荘のような祭りや盆おどりが、各地でおこなわれるようになります。 | 話題の選択が、具体の事項に偏っており、全体として調和がとれていない。 （辞典類、通史的概説書にもほとんど取り上げられていない個別事例であり、生徒が理解・追究できない。） | 2-(5) | |
| 86 | 76 | 6 - 7 | 1420年は春から水不足でした。秋になると一転して長雨になり、各地で洪水がおきました。 | 不正確である。 （長雨や各地の洪水） | 3-(1) | |
| 87 | 76 | 11 - 13 | この大ききんのとき、…村の人びとは、亡くなった人たちを供養し、病人の回復を祈って、100万回の念仏を唱える行事をおこないました。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 （1421年の伏見即成院百万反念仏の主催者） | 3-(3) | |
| 88 | 77 | 19 - 20 | 一揆の団結をかためる場などでも、連歌がよまれました。 | 生徒にとって理解し難い表現である。 （一揆の語と連歌をよんだ集団の階層性） | 3-(3) | |
| 89 | 78 | 5 - 6 | 大山崎（京都府）にある石清水八幡宮 | 不正確である。 （神社の所在地） | 3-(1) | |
| 90 | 80 - 81 | | (12) 岩に刻んだ勝利（全体） | 学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 （内容(3)のアの「応仁の乱後の社会的な変動などを通して、武家政治の特色を考えさせ」） | 2-(1) | |

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

| 受理番号 26-65 | | 学校 中学校 | | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------------|----------------|---------------|--|---|--------------|--------|
| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 指摘事由 | 検定基準 | |
| | ページ | 行 | | | | |
| 91 | 80 | 側注 | 徳政 借金の帳消しを命じる徳政令を出す など、人びとの生活を救う政策。天皇 や將軍の代がわりや大災害などのため 、元号が改められたときにおこなわれ | 不正確である。 (徳政の語義) | 3-(1) | |
| | | | た。 | | | |
| 92 | 81 | 側注 | さまざまな一揆 一向宗や法華宗 | 生徒にとって理解し難い表現である。 (説明不足) | 3-(3) | |
| 93 | 84 - 113 | | 第4章世界がつながる時代 (全体) | 学習指導要領の内容に示す事項を取り上げていない。 (内容(4)のアの「武将や豪商などの生活文化の展開」) | 1-(3) | |
| 94 | 86 | 11 - 13 | 老岐(長崎県)に住んでいた倭寇の藤 九郎は、朝鮮人を祖父にもち、対馬(長 崎県)の早田六郎次郎らといっしょに 、中国各地をおそいました。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「藤九郎」の活動) | 3-(3) | |
| 95 | 87 | 8 - 9 | 朝鮮の李成桂は明に従い、朝鮮国王と して認められました。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (李成桂が明から朝鮮国王として認められたかのよ うに誤解する。) | 3-(3) | |
| 96 | 87 | 側注⑤ | 底簿は縦36cm、横82cmほどの書類であ った。 (写真のキャプション「底簿」「勘合 」も同様) | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (勘合と底簿との関係) | 3-(3) | |
| 97 | 88 | 2 - 6 | 船は、明の皇帝からあたえられたもの です。長さ40m、大砲や矢の発射台を 備えた軍艦です。乗っているのは200 人。……冬の北風を帆に受け、羅針盤 を使って進みました。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「明の皇帝からあたえられた」船の大きさ、航海 術について断定的で誤解する。) | 3-(3) | |
| 98 | 88 | 11 | 蒔絵 (同ページの側注「蒔絵」の説明中の 「……器や道具。」も同様) | 生徒にとって理解し難い表現である。 (蒔絵の意味) | 3-(3) | |
| 99 | 88 | 側注 | 「首里城」中の、「首里城は……アジ ア太平洋戦争で全壊した。」 (236ページ4行目、244ページ11行目、 259ページ34行目、289ページの年表及 | 生徒にとって理解し難い表現である。 (戦争の名称) | 3-(3) | |

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

| 受理番号 26-65 | | 学校 中学校 | | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------------|----------------|---------------|--|---|--------------|--------|
| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 指摘事由 | 検定基準 | |
| | ページ | 行 | | | | |
| | | | び306ページの年表中の1941年の項も同様) | | | |
| 100 | 97 | 囲み | 【ザビエルとアンジロー】 ザビエルは日本語ができず、仏教についての知識もあまりなかったため、2年ほどで日本を離れ、 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (ザビエルの離日理由) | 3-(3) | |
| 101 | 97 | 側注 | 南蛮貿易の交易品 ヨーロッパのカステラ・地球儀、アメリカ大陸からのトウモロコシやタバコなどが、日本にもたらされた。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (交易品としての品目) | 3-(3) | |
| 102 | 98 - 105 | | (7) 織田信長と町衆 ～ (10) 僧が見た朝鮮の民衆 (全体) | 学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 (内容(4)のアの「織田・豊臣による統一事業とその当時の対外関係」) | 2-(1) | |
| 103 | 98 | 6 - 8 | 1527年、室町幕府の軍勢が京都の町に入ろうとしたとき、3000人ほどの町衆が武装して、通りの木戸をいっせいに閉め、これをはばみました。 | 不正確である。 (1527年の出来事の経緯) | 3-(1) | |
| 104 | 98 | 8 - 11 | 1532年には、将軍から周辺の一方向一揆をしずめるように命じられるほどの力を、町衆はもっていました。また、町衆たちは、そのよく年の祇園祭で、将軍の禁止をはねのけて山鉦をくり出し、祭 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (1532年の出来事の性格、命令主体と内容、1533年の祇園祭の挙行の経緯) | 3-(3) | |
| | | | りを決行しました。 | | | |
| 105 | 98 | 14 - 15 | 経済の中心でもあった京都をにぎれば、ほかの戦国大名をおさえて、天下を統一できると考えていたからです。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (信長の入京理由) | 3-(3) | |
| 106 | 98 | 図1 | 祇園祭の山鉦ひき／13世紀末にはじまった。 | 不正確である。 (山鉦の成立時期) | 3-(1) | |
| 107 | 99 | 囲み | 【将軍義昭を非難する信長】 「先日、戦争が始まるといううわさが流れたとき、…知らぬ者のない話です。上様が…上様の行動のためです」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「異見十七カ条」の内容) | 3-(3) | |

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

| 受理番号 26-65 | | 学校 中学校 | | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------------|------|---------------|---|---|--------------|--------|
| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 指摘事由 | 検定基準 | |
| | ページ | 行 | | | | |
| 108 | 100 | 1 - 6 | 1590年、豊臣秀吉の強力な軍隊が攻めてくるのを予想して、北条氏は、領内の村々に、小田原城（神奈川県）の大拡張と修理を命令しました。材木や竹などの材料も、村で準備させました。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 （1590年における北条氏と村との間のやりとり） | 3- (3) | |
| | | | さらに、…北条氏は、「国が危ういから、加勢してほしい」と、村びとに頼んでいます。 | | | |
| 109 | 100 | 12 - 17 | 1590年、秀吉軍が小田原城を攻めたとき、相模（神奈川県）の底倉村の人びとは、…となり村から借りて、これも支払いました。 | 話題の選択が、具体の事項に偏っており、全体として調和がとれていない。 （辞典類、通史的概説書にもほとんど取り上げられていない個別事例であり、生徒が理解・追究できない。） | 2- (5) | |
| 110 | 101 | 側注 | 戦国大名 家臣団をまとめながら、いくつかの地域から数カ国にわたって支配した。土地争いや相続、領内を治めるおきてなどをしめした独自の分国法を定めた | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 （戦国大名の特質） | 3- (3) | |
| | | | 。 | | | |
| 111 | 101 | 囲み | 【戦国時代の子どもたち】 「家」は先祖を同じくする集団だと考えられた。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「家」の特質） | 3- (3) | |
| 112 | 102 | 1 - 5 | 1584年、近江国（滋賀県）今堀に、豊臣秀吉が派遣した役人の一行がやってきました。検地尺などの測定の道具を持ち、書記役も連れていました。…村びとが案内し、目印のさおを立てる仕事な | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 （1584年の近江国今堀における検地方法） | 3- (3) | |
| | | | ども手伝いました。 | | | |
| 113 | 102 | 囲み | 起請文（神仏への誓約書） 以上のことを破ったら、一家、親せき、女子どもまで必ず天罰を受けます。 | 不正確である。 （史料の解釈） | 3- (1) | |
| 114 | 103 | 8 - 16 | 下総（千葉県）の吉野縫殿助は、…多くの下人を従えていました。 | 話題の選択が、具体の事項に偏っており、全体として調和がとれていない。 （辞典類、通史的概説書にもほとんど取り上げられていない個別事例であり、生徒が理解・追究できない。） | 2- (5) | |

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

| 受理番号 26-65 | | 学校 中学校 | | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------------|-----------------|---------------|--|---|--------------|--------|
| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 指摘事由 | 検定基準 | |
| | ページ | 行 | | | | |
| 115 | 104 | 2 | およそ16万人、日本全国から集められた軍勢が乗っていました。 | 不正確である。 (第一軍の人数) | 3-(1) | |
| 116 | 104 | 図2 | 名護屋城／…城の周辺におよそ30万人がくらしした。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (断定的に過ぎる。) | 3-(3) | |
| 117 | 105 | 囲み | 【朝鮮の武将となった沙也可】 火縄銃のつくり方を教えるなどして、日本軍と戦い、朝鮮国王から金忠善という名をあたえられた。 | 不正確である。 (沙也可の行動) | 3-(1) | |
| 118 | 106 - 125 | | (11) 江戸の町づくり ～(5) 江戸を行く朝鮮通信使 (全体) | 学習指導要領の内容の取扱いに示す事項を取り上げていない。 (内容の取扱い(5)のイの「それ以前の時代との違いに着目して考えさせるようにすること。」) | 1-(3) | |
| 119 | 108 | 1 - 2 | 幕府に定められた4月の出発日をまえに (12～13行目「大名は江戸に1年間滞在し、よく年の6月、將軍の許しをえて 領地に帰ります」も同様) | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (幕府が定めていた参勤交代制度の内容) | 3-(3) | |
| 120 | 108 | 17 - 18 | 1615年、徳川家康が豊臣氏を滅ぼすと、大名たちは、徳川家にそむく気持がないことをしめすために、江戸に参勤するようになりました。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (江戸参勤の始まる時期) | 3-(3) | |
| 121 | 109 | 図4 | 大名の配置と石高(1664年) | 生徒にとって理解し難い図である。 (「小笠原15」の位置) | 3-(3) | |
| 122 | 109 | 囲み | 【大名が取りつぶされる】 1643年、40万石の大名・加藤明成(福島県)は…。大ききんで、多数の死者や逃亡者を出したことが武家諸法度に違反するとされた。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (加藤明成の所領収公の理由) | 3-(3) | |
| 123 | 110 | 1 - 6 | 18世紀にえがかれた絵巻物の主人公・博多屋新九郎は、交易で財産を築いた豪商の一族をモデルとしています。 1609年春、新九郎は…大もうけしようとする物語です。 | 不正確である。 (『朱印船交趾渡航図』からは読み取れない内容) | 3-(1) | |

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

| 受理番号 26-65 | | 学校 中学校 | | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------------|-----------------|---------------|---|---|--------------|--------|
| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 指摘事由 | 検定基準 | |
| | ページ | 行 | | | | |
| | | | (同ページ写真「1フェフォの領主に会う博多屋新九郎」も同様) | | | |
| 124 | 110 | 10 - 11 | 豊臣秀吉の死後、徳川家康は、東南アジアの国々やイギリス・スペインなどと、「日本国源家康」と署名した書状をやりとりしました。 | 不正確である。 (スペイン宛て書状の有無、「日本国源家康」の署名) | 3-(1) | |
| 125 | 111 | 18 - 19 | これ以降、外交や海外との交易は、長崎・対馬(長崎県)・薩摩(鹿児島県)・松前(北海道)の四つの口を通しておこなわれました。 | 生徒にとって理解し難い表現である。 (四つの口での外交・交易相手国) | 3-(3) | |
| 126 | 111 | 図6 | 出島の向かいの大きな屋敷が長崎奉行所。その左側は唐人屋敷。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (唐人屋敷の位置) | 3-(3) | |
| 127 | 114 - 141 | | 第5章 百姓と町人の世 (全体) | 学習指導要領の内容及び内容の取扱いに示す事項を取り上げていない。 (内容(4)のウの「町人文化が都市を中心に形成されたことや、各地方の生活文化が生まれたことを理解させる。」、内容の取扱い(5)のウの「各地方の | 1-(3) | |
| | | | | 生活文化」については、身近な地域の事例を取り上げるように配慮し、藩校や寺子屋などによる「教育の普及」や社会的な「文化の広がり」と関連させて、現在の結び付きに気付かせるようにすること。) | | |
| 128 | 118 | 4 - 5 | この地域の百姓は、水を運ぶために、独特の桶を工夫しました。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (桶の工夫の目的) | 3-(3) | |
| 129 | 123 | 図5 | 蝦夷錦と昆布の交易ルート | 生徒が誤解するおそれのある図である。 (樺太と蝦夷地との交易地) | 3-(3) | |
| 130 | 125 | 14 - 15 | 徳川家康や将軍秀忠と会見し | 不正確である。 (会見の相手) | 3-(1) | |
| 131 | 125 | 図3 | 朝鮮通信使の漢城から江戸までのルート | 地図は、通常の約束に従って記載されていない。 (方位) | 3-(5) | |

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

| 受理番号 26-65 | | 学校 中学校 | | 教科 社会 | | 種目 社会（歴史的分野） | | 学年 1-3 | |
|------------|-----------------|---------------|--|--|-------|--------------|--|--------|--|
| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 指摘事由 | 検定基準 | | | | |
| | ページ | 行 | | | | | | | |
| 132 | 125 | 側注 | 釜山の倭館 釜山には3万㎡の敷地に | 不正確である。 (草梁倭館の敷地面積) | 3-(1) | | | | |
| 133 | 126 - 131 | | (6) 将軍吉宗のなげき～ (8) 地鳴り、山鳴り、のぼりを立てて (全体) | 学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 (内容(4)のエの「…幕府の政治改革…などを通して、幕府の政治が次第に行き詰まりをみせたことを理解させる。」) | 2-(1) | | | | |
| 134 | 126 | 10 - 11 | 1722(享保7)年、吉宗は、みずから頭を下げて幕府の困窮を大名たちに説明し | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (1722年の仰出書の解釈と吉宗の行動との関係) | 3-(3) | | | | |
| 135 | 129 | 6 - 7 | この人たちは、江戸の町の住民ですが、町人身分ではありません。 | 生徒にとって理解し難い表現である。 (117ページ図7身分別の人口構成との関係) | 3-(3) | | | | |
| 136 | 132 | 図5 | 『ターヘル・アナトミア』の原本 | 誤りである。 | 3-(1) | | | | |
| 137 | 133 | 16 - 17 | こうして、オランダ語からヨーロッパ諸国の文化を学ぶ学問(蘭学・洋学)が發展します。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「洋学」) | 3-(3) | | | | |
| 138 | 134 | 側注 | 滋賀県の識字率 (1877年に6歳以上を調査) | 誤りである。 (Bは1877年の滋賀県のデータではない。) | 3-(1) | | | | |
| 139 | 138 - 139 | 20 - 1 | 幕府を批判したとの罪でそのグループを処罰しました。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (処罰された対象) | 3-(3) | | | | |
| 140 | 145 | 14 - 15 | 南東部に住む部族・チェロキーは、1817年、自分たちの憲法を制定しました。 | 不正確である。 (憲法制定の年次) | 3-(1) | | | | |
| 141 | 146 | 15 - 17 | 国民議会は、自由と平等、そして国民主権をうたう「人権宣言」を發表しました。重い年貢を取り、裁判権をにぎって農民を支配していた領主の特権を、廃止しました。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (時系列) | 3-(3) | | | | |

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

| 受理番号 26-65 | | 学校 中学校 | | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------------|-----------------|--------------|---|---|--------------|--------|
| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 指摘事由 | 検定基準 | |
| | ページ | 行 | | | | |
| 142 | 148 | 1 - 9 | 7歳の男の子プリンコウは、朝の5時前にベルで起こされます。……片足を失った女の子に、工場主は見舞金さえ払いませんでした。 | 話題の選択が、具体的な事項に偏っており、全体として調和がとれていない。 (辞典類、通史的概説書にもほとんど取り上げられていない個別事例であり、生徒が理解・追究できない。) | 2-(5) | |
| 143 | 152 | 5 - 7 | 林則徐は、イギリスに対して、……「銀をだまし取り、……」と抗議しました。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (国家としてのイギリスに「銀をだまし取り」と抗議したかのように誤解する。) | 3-(3) | |
| 144 | 154 - 155 | 20 - 4 | イギリスは軍隊を増強して、デリーの反乱軍政府をおさえました。植民地化をすすめるなかで、原料の綿花をインドからイギリスに運び、機械で大量生産した綿製品を、インドに売りつける | 生徒にとって理解し難い表現である。 (時系列) | 3-(3) | |
| | | | ようになりました。インドの織物職人たちは、次々と仕事を失いました。 | | | |
| 145 | 156 - 179 | | (7) 黒船を見に行こう ～ (5) 繭から生まれる (全体) | 学習指導要領の内容及び内容の取扱いに示す事項を取り上げていない。 (内容(5)のイの「文明開化などを通して」「明治維新によって近代国家の基礎が整えられて」、内容の取扱い(6)のイの「領土の画定などを取り扱うよ | 1-(3) | |
| | | | | うにすること。」「それ以前の時代との違いに着目して考えるようにすること。」「複雑な国際情勢の中で独立を保ち、近代国家を形成していった政府や人々の努力に気付かせるようにすること。」) | | |
| 146 | 157 | 図 6 | ペリーの来航経路 | 生徒にとって理解し難い図である。 (凡例不備) | 3-(3) | |
| 147 | 159 | 側注 | 公武合体政策 1861年、將軍徳川家茂が孝明天皇の妹和宮と結婚した。 | 不正確である。 (結婚年) | 3-(1) | |
| 148 | 170 | 1 - 2 | 1871(明治4)年7月、薩摩藩(鹿児島)・長州藩(山口県)・肥前藩(佐賀県)・土佐藩(高知県)の元藩主が、皇居によび出されました。 | 不正確である。 (土佐藩の元藩主) | 3-(1) | |
| 149 | 171 | 囲み | 【天皇とイギリス公使】 1868年2月、15歳の明治天皇は、イギリスなど外国の公使と、初めて会見した。 | 不正確である。 (2月の会見相手) | 3-(1) | |

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

| 受理番号 26-65 | | 学校 中学校 | | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------------|-----------------|---------------|--|--|--------------|--------|
| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 指摘事由 | 検定基準 | |
| | ページ | 行 | | | | |
| 150 | 172 | 1 | 府中町(東京都) (203ページ12行目「八幡村(福岡県)」, 212ページ1行目「富山県東水橋町」, 240ページ1行目「庄下村」も同様) | 生徒にとって理解し難い表現である。 (自治体名) | 3-(3) | |
| | | |) | | | |
| 151 | 173 | 13 | 1886年に兵式体操が小学校に取り入れられると | 不正確である。 (年次もしくは科目名) | 3-(1) | |
| 152 | 176 | 11 - 13 | また、「イギリスは、石炭と鉄によって機械を運転し、輸入した原料で綿織物を生産することによって利益を上げている」と述べています。 (同ページ18行目～177ページ6行目も) | 不正確である。 (『米欧回覧実記』の記述内容) | 3-(1) | |
| | | | 同様) | | | |
| 153 | 177 | 13 - 14 | 西郷隆盛・板垣退助などは、武力を使っても、日本が上位に立って朝鮮と国交を結ぼうと主張していました(征韓論)。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (征韓論の内容) | 3-(3) | |
| 154 | 178 | 1 - 2 | 長野県の松代から15人の少女たちとともに | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (松代から富岡製糸場に行った女性の年齢) | 3-(3) | |
| 155 | 178 | 3 - 4 | 少女たちは、故郷に新しい技術を伝えるため、働きながら学んでいました。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (富岡製糸場で働く女性の目的) | 3-(3) | |
| 156 | 178 | 11 - 12 | いっしょに働いていた少女の3分の2は、任期を終えられずに家に帰りました。 | 不正確である。 (任期の存在、「少女」の人数) | 3-(1) | |
| 157 | 180 - 201 | | (6) 昔一揆、いま演説会 ～(5) 土地を奪われた朝鮮の農民(全体) | 学習指導要領の内容及び内容の取扱いに示す事項を取り上げていない。 (内容(5)のウの「条約改正」「我が国の国際的地位が向上したことを理解させる。」, 内容の取扱い(6)のウの「日清・日露戦争」については、このこ | 1-(3) | |

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

| 受理番号 26-65 | | 学校 中学校 | | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------------|------|---------------|---|---|--------------|--------|
| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 指摘事由 | 検定基準 | |
| | ページ | 行 | | | | |
| | | | | ろの大陸との関係に着目させること。」「条約改正」については、欧米諸国と対等の外交関係を樹立するための人々の努力に気付かせるようにすること。」「立憲制の国家が成立して議会政治が始まる」については、その歴史上の意義や現代の政治とのつな | | |
| | | | | がりに気付かせるようにすること。）」 | | |
| 158 | 180 | 1 - 8 | 1880年12月、府中町（東京都）の称名寺で、…村の有力者（豪農）たちでした。 | 話題の選択が、具体的な事項に偏っており、全体として調和がとれていない。 （辞典類、通史的概説書にもほとんど取り上げられていない個別事例であり、生徒が理解・追究できない。） | 2- (5) | |
| 159 | 180 | 図 4 | 岸田俊子（1864～1901） | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 （生年） | 3- (3) | |
| 160 | 183 | 囲み | 【秩父事件】 困民党は、自由党员であった田代栄助を代表とし、略奪を認めないなどの決まりを定め、高利貸しや警察署・裁判所などを襲撃した。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 （田代栄助と自由党との関係、困民党による略奪・強盗の有無） | 3- (3) | |
| 161 | 184 | 15 - 16 | 自由民権運動の活動家570人以上を、東京から追放して、憲法を発布しました。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 （自由民権運動の活動家の「追放」と憲法発布との関係） | 3- (3) | |
| 162 | 186 | 1 | 蝦夷地（北海道）の先住民は、アイヌやウィルタの人びとです。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 （北海道の先住民） | 3- (3) | |
| 163 | 186 | 側注 | 樺太千島交換条約（全体） | 生徒にとって理解し難い表現である。 （条約締結に至る経緯） | 3- (3) | |
| 164 | 187 | 3 - 7 | 政府は、…1899年には、「北海道旧土人保護法」を定めました。…しかし、農業に適した土地は、本州からの移住者に先に分配されていたので、アイヌの多くの土地は開墾できないまま、没 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 （アイヌに関する政策のその後の動き） | 3- (3) | |
| | | | 収されました。 | | | |

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

| 受理番号 26-65 | | 学校 中学校 | | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------------|-----------------|---------------|--|---|--------------|--------|
| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 指摘事由 | 検定基準 | |
| | ページ | 行 | | | | |
| 165 | 187 | 8 - 9 | 明治維新を祝う使節を送りました。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「明治維新」） | 3-(3) | |
| 166 | 187 | 側注 | 日清修好条規 沖縄県設置後の1880年、日本政府は清に対して、沖縄を両国で分割することを提案していた。 | 生徒にとって理解し難い表現である。 （説明不足） | 3-(3) | |
| 167 | 187 | 囲み | 【江華島事件と日朝修好条規】 1875年、日本政府は、朝鮮との新しい条約を結ぶために交渉をすすめた。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 （明治時代の日朝交渉の始まり） | 3-(3) | |
| 168 | 193 | 16 - 20 | この年の5月に、台湾民主国を樹立し、独立宣言では「清や日本は横暴で、わが台湾をのみこもうとしている。…」と述べています。……日本は……これを制圧します。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 （台湾民主国の独立宣言とその後の経緯） | 3-(3) | |
| 169 | 194 - 195 | 1 - 19 | （2）地図の上で分けられた大地 バームを油を争う（全体） 植民地ナイジェリア（全体） アフリカの人びとと帝国主義（全体） | 学習指導要領に示す内容と適切な関連がない。 （日本との関連がわからない。） | 2-(15) | |
| 170 | 194 | 1 - 11 | 1880年ごろ、ニジェール川河口にあったオボボ王国は、……オボボ王国のジャジャ王を逮捕し、国外に追放してしまいます。 | 話題の選択が、具体の事項に偏っており、全体として調和がとれていない。 （辞典類、通史的概説書にもほとんど取り上げられていない個別事例であり、生徒が理解・追究できない。） | 2-(5) | |
| 171 | 195 | 側注 | 帝国主義国の植民地分割（1900年） | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 （年次） | 3-(3) | |
| 172 | 196 - 197 | | （3）戦場は中国だった（全体） （201ページ側注「朝鮮をめぐる動き」も同様） | 生徒にとって理解し難い表現である。 （日露戦争に至る経緯） | 3-(3) | |
| 173 | 197 | 11 - 14 | 1905年9月、……日本とロシアはポーツマス条約を結び、戦争が終わりました。日本は、この条約で、朝鮮半島の支配権をロシアに認めさせました。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 （ポーツマス条約の内容） | 3-(3) | |
| 174 | 198 - 203 | | （4）国語をつくる ～（6）生糸と軍艦（全体） | 学習指導要領の内容及び内容の取扱いに示す事項を取り上げていない。 （内容（5）のエの「この時期の国民生活の変化、学問…芸術の発展などを通して、…近代文化が形成されたことを理解させる。」、内容の取扱い（6）のエの「 | 1-(3) | |

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

| 受理番号 26-65 | | 学校 中学校 | | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------------|-----------------|---------------|---|--|--------------|--------|
| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 指摘事由 | 検定基準 | |
| | ページ | 行 | | | | |
| | | | | 都市や農山漁村の生活に大きな変化が生じたことに気付かせるようにすること。」「近代文化」については、伝統的な文化の上に欧米の文化を受容して形成されたものであることに気付かせるようにすること。）」 | | |
| 175 | 198 | 1 - 3 | 「汽笛一声 新橋を」で始まる「鉄道唱歌」は、374番まであります。東海道線から関西線へ、さらに南海線へと、鉄道に沿って歌詞が増やされていきました。 | 不正確である。 （「東海道線から関西線へ」） | 3-(1) | |
| 176 | 201 | 10 - 11 | 1910年代の就学率は、男子は15%、女子は4%ほどでした。 | 生徒にとって理解し難い表現である。 （就学率の変化） | 3-(3) | |
| 177 | 201 | 13 - 14 | 朝鮮語および漢文以外の授業も、入学式などの儀式も、すべて日本語で行いました。 | 不正確である。 （併合後の教育の実態） | 3-(1) | |
| 178 | 201 | 図4 | 朝鮮の普通学校で使われた教科書（『普通学校国語読本』） | 学習上必要な年次が示されていない。 | 2-(10) | |
| 179 | 201 | 囲み | 【増える日本人】 日本人の子どもだけが通う小学校も、1905年からの10年間で、18校から128校に増えた。 | 不正確である。 （年次と数の関係） | 3-(1) | |
| 180 | 204 - 217 | | (7) すべての力を戦争へ ～ (13) デモクラシーの波 (全体) | 学習指導要領に示す内容及び内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。 （内容(5)のオの「国際協調の動き」「大戦後に国際平和への努力がなされたことを理解させる。」、内容の取扱い(6)のオの「大正デモクラシーの時期 | 2-(1) | |
| | | | | の政党政治の発達…を取り扱うようにすること。）」 | | |
| 181 | 206 | 図2 | 山東半島と遼東半島(1914年) | 生徒にとって理解し難い図である。 （日本の植民地の塗色） | 3-(3) | |
| 182 | 207 | 1 - 4 | 中国で初めての選挙も行われ、民主的な政治によって、経済的な不平等をなくすことがめざされました。ところが人びとの期待に反し、清の有力な政治家・軍人であった袁世凱が、孫文にか | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 （時系列） | 3-(3) | |

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

| 受理番号 26-65 | | 学校 中学校 | | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------------|------|---------------|---|---|--------------|--------|
| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 指摘事由 | 検定基準 | |
| | ページ | 行 | | | | |
| | | | わって、政権をにぎります。袁世凱は、独裁的な政治を行うようになりました。 | | | |
| 183 | 207 | 16 - 17 | 日本が日露戦争以後支配していた、遼東半島 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (遼東半島全体を支配していたかのように誤解する。) | 3-(3) | |
| 184 | 210 | 写真2 説明 | 柳寛順(1902-1920) | 不正確である。 (生没年) | 3-(1) | |
| 185 | 211 | 3 - 4 | 中国の上海で大韓民国臨時政府がつくられ、中国東北部では武力で朝鮮独立をめざすなど、各地で独立運動が続きました。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (独立運動の一連の過程) | 3-(3) | |
| 186 | 212 | 13 - 20 | 名古屋の鶴舞公園には、…軍隊も出動し、多数の負傷者や逮捕者が出ました。 | 話題の選択が、具体の事項に偏っており、全体として調和がとれていない。 (辞典類、通史的概説書にもほとんど取り上げられていない個別事例であり、生徒が理解・追究できない。) | 2-(5) | |
| 187 | 215 | 囲み | 【関東大震災—いわれなく殺された人びと】 軍隊・警察や、住民がつくった自警団によって数千人の朝鮮人が虐殺された。 | 通説的な見解がないことが明示されておらず、生徒が誤解するおそれのある表現である。 (人数) | 固有 2-(3) | |
| 188 | 216 | 側注 | 政党政治 内閣総理大臣を、元老(有力政治家)が決めるやり方に、人びとの反発が強まり、1918年には、衆議院で多数を占めた立憲政友会の党首・原敬が内閣総理 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (原敬の内閣総理大臣選任過程) | 3-(3) | |
| | | | 大臣となった。 | | | |
| 189 | 217 | 囲み | 【家族や社会から引き離されたハンセン病患者】(全体) | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (ハンセン病に関する政策のその後の動き) | 3-(3) | |
| 190 | 217 | 囲み | 【家族や社会から引き離されたハンセン病患者】 1931年、「らい予防法」が制定された。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「らい予防法」) | 3-(3) | |

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

| 受理番号 26-65 | | 学校 中学校 | | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------------|-----------------|---------------|--|--|--------------|--------|
| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 指摘事由 | 検定基準 | |
| | ページ | 行 | | | | |
| 191 | 224 - 225 | | (2) 世界中が不景気だ (全体) | 学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 (内容(5)の力の「経済の世界的な混乱と社会問題の発生、昭和初期から第二次世界大戦の終結までの我が国の政治・外交の動き…などを通して、軍部の台頭から戦争までの経過…を理解させる。」) | 2-(1) | |
| 192 | 224 | 9 - 11 | 失業者が街にあふれ、1932年には、1300万にのぼりました(労働者総数は約5000万人)。フォード自動車の労働者は、12万8000人から3万7000人に激減しました。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (年次、「1300万にのぼりました」) | 3-(3) | |
| 193 | 225 | 囲み | 【欠食児童と学校給食】 文部省は、1932年9月から、臨時の学校給食を始めた。予算は88万円、…… | 不正確である。 (金額) | 3-(1) | |
| 194 | 228 | 1 - 12 | 中国革命をくいとめる(全体) | 生徒にとって理解し難い表現である。 (張作霖爆殺事件にいたる経緯) | 3-(3) | |
| 195 | 228 | 1 - 4 | 20両編成の列車が、突然大爆発を起こして脱線・転覆しました。この列車に乗っていた中国の実力者・張作霖は、爆発で車外へ投げ出され、死亡しました。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (列車爆発時の状況) | 3-(3) | |
| 196 | 228 | 写真1 説明 | 張作霖の乗った列車が爆破された瞬間 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (写真撮影の時間) | 3-(3) | |
| 197 | 229 | 3 - 7 | 清の最後の皇帝だった溥儀が満州国皇帝となりましたが、実権は関東軍に握られました。……1933年、この勸告案は賛成42反対1(日本)で可決されました。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (時系列) | 3-(3) | |
| 198 | 229 | 6 | 占領地からの日本軍撤退の勸告案が出され、 | 生徒にとって理解し難い表現である。 (どこへの撤退であるかがわからない。) | 3-(3) | |
| 199 | 230 | 10 - 11 | 首相官邸を襲撃して岡田啓介首相を射殺し(のちに人違いだったと判明した) | 生徒にとって理解し難い表現である。 (岡田啓介首相の生死) | 3-(3) | |

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

| 受理番号 26-65 | | 学校 中学校 | | 教科 社会 | | 種目 社会（歴史的分野） | | 学年 1-3 | |
|------------|------|---------------|---|---|-------|--------------|--|--------|--|
| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 指摘事由 | 検定基準 | | | | |
| | ページ | 行 | | | | | | | |
| 200 | 230 | 12 | 政府の中心人物3人を殺害しました | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (殺害された3人の地位) | 3-(3) | | | | |
| 201 | 230 | 18 | 首都東京で反乱側・鎮圧側の双方が軍事力を行使したことは | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (双方の軍事力行使) | 3-(3) | | | | |
| 202 | 231 | 5 - 7 | このような軍国主義の動きに対して、それを批判する言論も起こりました。文学では、小林多喜二が小説『蟹工船』を発表し、オホーツク海の船上で働く人たちの、厳しい労働の姿を描きま | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (『蟹工船』の発表時期及び軍国主義批判の言論との関係) | 3-(3) | | | | |
| | | | した。 (図6××(伏字)がある本/も同様) | | | | | | |
| 203 | 231 | 12 - 14 | 1940年には戦争に協力するための大政翼賛会がつくられ、すべての政党が解散しました。 | 不正確である。 (時系列) | 3-(1) | | | | |
| 204 | 231 | 囲み | 【消えた東京オリンピック】スイスのオリンピック委員会は、「日本が中国に対する軍事行動をやめなければ、東京大会への参加をとりやめるよう各国によびかける」と通告してきた | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (スイスのオリンピック委員会の通告、不参加の可能性が高い国名) | 3-(3) | | | | |
| | | | 。実際に、アメリカ・イギリス・フランス・中国などの不参加が予想された。 | | | | | | |
| 205 | 235 | 図5 | 第二次世界大戦・ヨーロッパの戦場 | 生徒にとって理解し難い図である。 (青色とピンク色の塗色) | 3-(3) | | | | |
| 206 | 237 | 9 - 10 | 戦争に必要な石油などの豊富な資源がある、東南アジアへの侵攻をめざして、インドシナ(現在のベトナムなど)に軍隊を送り込みました。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (インドシナへ軍隊を送った理由) | 3-(3) | | | | |
| 207 | 240 | 1 - 13 | 富山県の庄下村は、…太平洋のトラック島へ送られました。 | 話題の選択が、具体の事項に偏っており、全体として調和がとれていない。 (辞典類、通史的概説書にもほとんど取り上げられていない個別事例であり、生徒が理解・追究できない。) | 2-(5) | | | | |

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

| 受理番号 26-65 | | 学校 中学校 | | 教科 社会 | 種目 社会 (歴史的分野) | 学年 1-3 |
|------------|------|---------------|---|--|---------------|--------|
| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 指摘事由 | 検定基準 | |
| | ページ | 行 | | | | |
| 208 | 240 | 11 - 13 | その後、一度日本に帰されましたが、1943年にまた召集されて、太平洋のトラック島へ送られました。 | 不正確である。 (召集の回数とトラック島行きとの関係) | 3-(1) | |
| 209 | 245 | 7 - 8 | 1944年から、日本軍は、戦闘機が爆弾を抱え、パイロットもろとも米軍の航空母艦に体当たりする戦法をとりました(特別攻撃隊)。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (体当たりの対象) | 3-(3) | |
| 210 | 245 | 図3 | 日本軍が玉砕したおもな島 「硫黄島(いおうじま)」 | 誤りである。 (ルビ) | 3-(1) | |
| 211 | 246 | 5 | 救助されたのは59人だけでした。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (救助された59人) | 3-(3) | |
| 212 | 246 | 11 - 12 | 中学生を鉄血勤皇隊員にして日本軍の戦闘に参加させました。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (鉄血勤皇隊に入った人) | 3-(3) | |
| 213 | 247 | 12 | 座間味島では、自決したとされる135人 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (座間味島で「自決した」とされる人数) | 3-(3) | |
| 214 | 247 | 17 - 18 | 沖縄戦での沖縄県民の死者は15万人(人口約60万人)にのぼったと推定されています。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (人数) | 3-(3) | |
| 215 | 248 | 5 - 8 | 当時17歳だった加藤義典は、一人の男の子を助けようとしたのですが、倒れた柱はびくともせず、しかも猛烈な火の手が迫ってきます。歯を食いしばって耐えている男の子の手を握り、ごめん | 不正確である。 (加藤義典氏の証言) | 3-(1) | |
| | | | ねと言う以外に何もできませんでした。 | | | |
| 216 | 249 | 3 - 4 | 原爆が発した放射能による被害でした。 | 不正確である。 (「放射能」) | 3-(1) | |

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

| 受理番号 26-65 | | 学校 中学校 | | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------------|-----------------|---------------|--|---|--------------|--------|
| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 指摘事由 | 検定基準 | |
| | ページ | 行 | | | | |
| 217 | 250 | 12 - 13 | 「無条件降伏を要求する。それ以外の選択をするなら、日本は完全に壊滅するだろう」 | 相互に矛盾している。 (同ページの史料「ポツダム宣言」の訳文) | 3-(1) | |
| 218 | 250 - 251 | 19 - 2 | ソ連参戦の翌日の御前会議で、軍部は本土決戦を主張しました。しかし、北からのソ連の攻撃を目にして、何よりも国体を護持すべきだとする意見も強く、昭和天皇もこれに賛成して、ポツ | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「ポツダム宣言の受諾」の経緯) | 3-(3) | |
| | | | ダム宣言の受諾(降伏)を決定しました。 | | | |
| 219 | 251 | 4 - 6 | 日本は、9月2日に、…アメリカ・イギリス・ソ連・中国など連合国に対して、また、中国国民政府に対しては、9月9日に南京で、それぞれ降伏文書に調印しました。 | 生徒にとって理解し難い表現である。 (「中国」と「中国国民政府」との関係) | 3-(3) | |
| 220 | 253 | 8 - 11 | GHQは軍隊を解散させ、戦争を指導した政治家や軍人を逮捕して、極東国際軍事裁判(東京裁判)にかけました。戦争をすすめる地位にいた人は、公務員や議員の職から追放されました。この裁 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (東京裁判で公職追放が行われたかのように誤解する。) | 3-(3) | |
| | | | 判では、昭和天皇の責任は問われませんでした。 | | | |
| 221 | 254 | 側注 | 世界が注目していた憲法改正(タイトル) | 生徒にとって理解し難い表現である。 (記述内容との不一致) | 3-(3) | |
| 222 | 255 | 14 | ためのパンフレット | 誤植である。 | 3-(2) | |
| 223 | 255 | 17 - 18 | アメリカ軍政府は、本土との行き来を禁じ、手紙も許可しませんでした。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (本土復帰まで禁止されていたように誤解する。) | 3-(3) | |
| 224 | 255 | 21 | 「すべてが新しく心にしみるものだった」 | 不正確である。 (証言の引用) | 3-(1) | |

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

| 受理番号 26-65 | | 学校 中学校 | | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------------|------|---------------|---|---|--------------|--------|
| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 指摘事由 | 検定基準 | |
| | ページ | 行 | | | | |
| 225 | 255 | 囲み | 【日本国憲法と旧植民地の人びと】 石成基たちは、日本の政府と裁判所に、 国籍による差別の廃止を訴え続けた。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 （裁判の結果） | 3-(3) | |
| 226 | 257 | 側注 | 教育基本法 *この法律は、2008年に改定された。 | 誤りである。 （「2008年」） | 3-(1) | |
| 227 | 259 | | 長崎の原爆被害と朝鮮人の被害を学ぶ （全体） | 話題の選択が、偏っており、全体として調和がとれていない。 | 2-(5) | |
| 228 | 259 | 4 - 5 | 学徒動員で働いていた中学生や女学生 約1000人 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 （住吉トンネル工場で働いていた人数） | 3-(3) | |
| 229 | 259 | 中段 | 2住吉トンネル工事に強制連行された 人の証言を読む（全体） | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「連れてこられた」状況） | 3-(3) | |
| 230 | 263 | 14 - 15 | 1951年6月、ソ連の提案で休戦会談が 始まり、1953年に休戦協定が結ばれました。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 （休戦会談開始の時期） | 3-(3) | |
| 231 | 263 | 囲み | 【日本と朝鮮戦争】 1951年4月、日本はサンフランシスコ 平和条約に調印して独立した。 | 不正確である。 （調印と独立の時期） | 3-(1) | |
| 232 | 264 | 16 - 18 | アメリカは、中華人民共和国や朝鮮民主主義 人民共和国を正式な政府として承認して いなかったため、講和会議に招きませんでした。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 （講和会議不参加の状況） | 3-(3) | |
| 233 | 265 | 図5 | サンフランシスコ平和条約に調印した 国・調印しなかった国 | 生徒が誤解するおそれのある図である。 （台湾、樺太の塗色） | 3-(3) | |
| 234 | 265 | 図5 | 凡例の「講和会議に参加しなかった国」 及び中華人民共和国・朝鮮民主主義 人民共和国・大韓民国の塗色 （278ページ「日本と東アジアの動き | 相互に矛盾している。 （264ページ16行目～265ページ2行目に「中華人民 共和国や朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）を……講 和会議に招きませんでした。……日本が戦争で最も 大きな被害をあたえた中国、植民地としていた朝鮮 | 3-(1) | |

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

| 受理番号 26-65 | | 学校 中学校 | | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------------|-----------------|--------------|--|--|--------------|--------|
| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 指摘事由 | 検定基準 | |
| | ページ | 行 | | | | |
| | | | 」中の、「1951年……中国・朝鮮半島から参加しなかった」も同様) | 半島の国は、講和会議に参加できませんでした。」とある。) | | |
| 235 | 269 | 15 | 「島ぐるみの土地闘争」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (運動の一般的名称) | 3-(3) | |
| 236 | 269 | 囲み | 【憲法を暮らしに生かす】 東京地方裁判所は、1960年、この訴えを認め、「憲法25条が定める最低限度の生活」が保障されていないとする判決を下した。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (確定判決であるかのように誤解する。) | 3-(3) | |
| 237 | 270 - 287 | | (5) 豊かさとその代償 ～ (13) 平和という言葉のない世界に (全体) | 学習指導要領に示す内容及び内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。 (内容(6)のイの「冷戦の終結などを通して、…科学技術が急速に発展して国民の生活が向上し、国際社会において我が国の役割が大きくなってきたことを | 2-(1) | |
| | | | | 理解させる。」、内容の取扱い(7)のイの「沖縄返還、日中国交正常化、石油危機などの節目となる歴史的事象を取り扱うようにすること。」) | | |
| 238 | 272 | 8 - 10 | アジアからは、アメリカと対立していた中国・北朝鮮・北ベトナム・インドネシアは参加しませんでした。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (不参加の理由) | 3-(3) | |
| 239 | 273 | 囲み | 【忘れなかったマルタの歌声】 東側陣営では、1956年、ハンガリーでソ連の抑圧に対する抵抗運動が起こった。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (当時のハンガリーの状況) | 3-(3) | |
| 240 | 273 | 囲み | 【忘れなかったマルタの歌声】 ソ連は軍隊を送り、この民主化の動きを鎮圧しようとした。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「民主化の動き」の鎮圧にいたる経緯) | 3-(3) | |
| 241 | 278 | 1 - 14 | 林亜金は、海南島(中国)の小さな村で暮らしていました。…多くの女性が入れられていました。 | 話題の選択が、具体の事項に偏っており、全体として調和がとれていない。 (辞典類、通史的概説書にもほとんど取り上げられていない個別事例であり、生徒が理解・追究できない。) | 2-(5) | |
| 242 | 278 | 4 - 9 | 1943年の夏、19歳の林亜金が稲刈りを手伝っていたとき、突然、日本兵が現れて、いっしょにいた3人とともに、軍の駐屯地に連行されました。かやぶきの小屋に別々に入れられ、日本兵たちの | 健全な情操の育成について必要な配慮を欠いている。 (「暴行」についての具体的な記述) | 1-(5) | |

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

| 受理番号 26-65 | | 学校 中学校 | | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------------|-----------------|---------------|--|---|--------------|--------|
| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 指摘事由 | 検定基準 | |
| | ページ | 行 | | | | |
| | | | 暴行を受けました。少しでも抵抗すると、なぐられたり蹴られたり、たばこの火を押しつけられたりしました。その後も、島内各地の駐屯地で、大勢の兵士の相手をさせられました。 | | | |
| 243 | 278 | 13 - 14 | 海南島には、4カ所以上の軍の「慰安所」がつけられ、多くの女性が入れられていました。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (同ページ1~12行目及び279ページ図4との関係) | 3-(3) | |
| 244 | 278 - 279 | 15 - 12 | 金学順の証言(全体) (237ページ囲み【朝鮮・台湾の人びとと日本の戦争】の「一方、朝鮮・台湾の若い女性たちのなかには、「慰安婦」として戦地に送り込まれた人たちがい | 政府の統一的な見解に基づいた記述がされていない。 (「慰安婦」に関する政府見解) | 固有 2-(4) | |
| | | | た。女性たちは、日本軍とともに移動させられて、自分の意思で行動できなかった。」も同様) | | | |
| 245 | 279 | 13 - 20 | 問い直される人権の侵害(全体) | 生徒にとって理解し難い表現である。 (同ページの史料「日朝平壤宣言」の位置づけ) | 3-(3) | |
| 246 | 279 | 囲み | 【戦争被害への個人補償】 中国の戦争被害者は、個人として、南京事件・細菌戦・無差別爆撃などの補償を日本政府に求める裁判を、1995年以降、次々と起こしている。…帰国者た | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (裁判の結果) | 3-(3) | |
| | | | ちは、個人として国の責任を問う裁判を15カ所で起こした。 | | | |
| 247 | 280 | 11 - 14 | 2003年3月、アメリカ・イギリスなどは、イラクが大量破壊兵器をかくしもっているとして、軍事攻撃を始めました。世界の多くの人びとが反対するなかで、国連の決議なしに、39カ国がこ | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (軍事攻撃開始にいたる過程) | 3-(3) | |
| | | | の戦争に参戦しました。 | | | |
| 248 | 281 | 12 - 15 | 同時に、航空自衛隊がアメリカなどの兵員を戦闘地域のバグダッドに輸送したことは、武力行使と一体であり、日本国憲法第9条に違反する活動がふくまれていると、事実認定しました。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「事実認定」) | 3-(3) | |

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

| 受理番号 26-65 | | 学校 中学校 | | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------------|------|---------------|--|---|--------------|--------|
| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 指摘事由 | 検定基準 | |
| | ページ | 行 | | | | |
| 249 | 281 | 囲み | 【ソ連の崩壊と地域の結びつき】 アメリカとソ連は首脳会談を行い、軍備競争をやめることを宣言し、核兵器を削減することに合意した。1990年には東西ドイツが統一され、ソ連も社会主義を維持できなくなり、1991年に崩壊した。こうして冷戦は終結した。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (冷戦の終結時期) | 3-(3) | |
| 250 | 284 | 15 - 19 | 双葉郡大熊町にある東京電力福島第一原子力発電所では、…原子炉の冷却ができなくなり、炉内の温度は3000℃を超えて燃料棒が溶け、水素爆発が起きました。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「水素爆発」が起こった所) | 3-(3) | |
| 251 | 287 | 5 - 6 | 釈放されたのちは、北海道の網走市に移住し、日本政府に軍人恩給の給付を求めましたが、認められませんでした。 | 生徒にとって理解し難い表現である。 (認められなかった理由について説明不足) | 3-(3) | |
| 252 | 289 | 年表 | 1989 平成元 消費税が始まる 1992 4 PKO支援法成立 1995 7 阪神淡路大震災 | 生徒にとって理解し難い表現である。 (説明不足) | 3-(3) | |
| 253 | 290 | 表 | 旧石器時代と新石器時代（全体） | 相互に矛盾している。 (説明内容と「日本の社会・政治・経済の動き」との関係) | 3-(1) | |
| 254 | 292 | 表 | 391 倭国が朝鮮半島で新羅・高句麗と戦う | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (391年の出来事) | 3-(3) | |
| 255 | 292 | 表 | 538 仏教が百済から伝わる(522年との説もある) | 不正確である。 (「522年」) | 3-(1) | |
| 256 | 292 | 表 | 645 中大兄皇子らが蘇我入鹿を倒す(大化の改新) | 相互に矛盾している。 (39ページの「大化の改新」が指す内容との矛盾) | 3-(1) | |
| 257 | 292 | 表 | 673 大海人皇子が即位し、初めて天皇と称する | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「天皇」号の成立について断定的に過ぎる。) | 3-(3) | |

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

| 受理番号 26-65 | | 学校 中学校 | | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------------|------|--------|------------------------------|---|--------------|--------|
| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 指摘事由 | 検定基準 | |
| | ページ | 行 | | | | |
| 258 | 293 | 表 | 610 ムハンマドがイスラム教を開く | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (イスラム教創唱の年次について断定的に過ぎる。) | 3-(3) | |
| 259 | 294 | 図 | 律令制による支配のしくみ | 生徒が誤解するおそれのある図である。 (太政官と右大臣・太政大臣・左大臣との関係, 神祇官の説明) | 3-(3) | |
| 260 | 295 | 表 | 968 大越国がおこる (ベトナム) | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (国号としての大越の使用時期) | 3-(3) | |
| 261 | 295 | 表 | 988 カイロにアル=アズハル大学ができる (エジプト) | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (年次) | 3-(3) | |
| 262 | 297 | 図 | 封建社会のしくみ | 生徒が誤解するおそれのある図である。 (主従関係と支配関係) | 3-(3) | |
| 263 | 298 | 表 | 1219 北条義時が執権政治を始める | 相互に矛盾している。 (「源氏・北条氏系図」の中の「執権になった順序」) | 3-(1) | |
| 264 | 298 | 図 | 源氏・北条氏系図 | 不正確である。 (泰時・時頼の関係) | 3-(1) | |
| 265 | 298 | 図 | 足利氏系図 | 不正確である。 (義教の代数) | 3-(1) | |
| 266 | 299 | 表 | 鎌倉文化 | 生徒が誤解するおそれのある表である。 (円覚寺舍利殿の建築年代) | 3-(3) | |
| 267 | 299 | 表 | 1271 クビライ=カンが国号を元と改める | 表記が不統一である。 (298ページ「日本の社会・政治・経済の動き」中には、「1278 元のクビライ=カアンが日本船の交易を許す」とある。) | 3-(4) | |

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

| 受理番号 26-65 | | 学校 中学校 | | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------------|------|--------|--|--------------------------------------|--------------|--------|
| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 指摘事由 | 検定基準 | |
| | ページ | 行 | | | | |
| 268 | 299 | 表 | 1300 南アメリカでチムー王国がおこる | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (年次) | 3-(3) | |
| 269 | 303 | 図 | 城の大きさ比べ | 生徒が誤解するおそれのある図である。 (「城の大きさ」が示すもの) | 3-(3) | |
| 270 | 303 | 図 | 菱川師宣『見返り美人図』(東京国立博物館蔵 1991年4月19日発行) (307ページの図『湖畔』『老猿』も同様) | 生徒にとって理解し難い図である。 (所蔵機関と「発行」との関係) | 3-(3) | |
| 271 | 309 | 表 | カラーテレビが普及する(1980～) | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (時期) | 3-(3) | |
| 272 | 309 | 表 | 2001 アフガニスタン戦争が始まる | 生徒にとって理解し難い表現である。 (名称) | 3-(3) | |
| 273 | 裏見返 | | 歴史地図 | 不正確である。 (夏島貝塚の位置) | 3-(1) | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。